

事 務 連 絡  
令和4年9月30日

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る医療機関等向けの  
周知事項（説明資料の更新）について

後期高齢者医療制度につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療の窓口負担の見直しについては、本年10月1日の施行に向けて、「配慮措置の導入に伴う診療報酬明細書の取扱い等について」（令和4年8月25日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）等のとおり、医療機関等の職員の方向けの説明資料の提供等を行っているところです。

配慮措置が高額療養費の仕組みで行われること、その際、1円単位で算出することについては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第14号）附則第3条で規定されており、各種リーフレット等でお示ししているところですが、今般、当該説明資料について、別添1のとおり、配慮措置が適用される場合における窓口負担額の計算方法（1円単位での算出・徴収）等を改めてわかりやすくお示しする観点から、8ページ目を追加する等の更新を行いましたので、御了知いただくとともに、診療報酬の請求が適切かつ円滑に行われるよう、「後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置に係る事務処理等について」（令和4年9月15日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）別添2のリーフレットとあわせて、貴広域連合においても、御周知いただくようお願いいたします。

なお、別添1及び2については、厚生労働省ホームページにも掲載する予定です。

○厚生労働省ホームページ

『後期高齢者の窓口負担割合の変更等（令和3年法律改正について）』

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryouh\\_oken/newpage\\_21060.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryouh_oken/newpage_21060.html)

(参考) 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第14号）抜粋

#### 附 則

（高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項第二号の規定が適用される者の高額療養費算定基準額の特例）

第三条 この政令の施行の日から令和七年九月三十日までの間において全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第五条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項第二号の規定が適用される者が受ける新令第十四条第三項に規定する外来療養についての同項の高額療養費算定基準額は、新令第十五条第三項の規定にかかわらず、六千円と、新令第十四条第三項各号に掲げる額を合算した額に係る当該外来療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該外来療養に要した費用の額（その額が三万円に満たないときは、三万円）から三万円を控除した額に百分の十を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額（その額が一万八千円を超えるときは、一万八千円（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条第二項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、その額が九千円を超えるときは、九千円））とする。

2 前項の規定が適用される場合における高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条第一項の規定の適用については、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「六千円と、第十四条第三項各号に掲げる額を合算した額に係る同項に規定する外来療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該外来療養に要した費用の額（その額が三万円に満たないときは、三万円）から三万円を控除した額に百分の十を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額（その額が一万八千円を超えるときは、一万八千円）」とする。